第四十三条第二項の表第十八条第一号の項を削る。

第四十四条第一項中「第七条、第九条」を「第五条、第七条」に改め、同条第二項の表第三条第一項の項中「総合区長を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同表第十三条第二項の項から第十三条第四項の項までを次のように改める。

第十三条第二項	を市町村長	を住所地区長（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、その者が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下「附票管理区長」という。）。以下この条及び第十六条において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあっては、その者が記録されている戸籍の附票を備える市の市長（以下「附票管理市長」という。）。以下この項及び第十六条において同じ。）又は住所地市長以外の市町村長
第十三条第三項	当該市町村長	当該住所地区長及び住所地市長又は住所地市長以外の市町村長
	交付申請者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長（以下「附票管理市町村長」という。）	附票管理市長及び附票管理区長
第十三条第四項	交付市町村長	交付市長
	法第十七条第一項	第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項
	当該市町村の	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。以下同じ。）の
	国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）	国外転出者
	住所地市町村長	住所地市長

第四十四条第二項の表第十三条第五項の項中「住所地市町村長」を「交付市町村長」に、「住所地市長」を「交付市長」に改め、同項の次に次のように加える。

第十三条第六項	法第十七条第二項	第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項
	交付市町村長	交付市長
第十三条第七項	当該市町村	当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

第四十四条第二項の表第十四条第三項の項から第十五条第三項の項までを次のように改める。

第十四条第三号及び第八号	市町村長に	区長を経由して当該区の属する市の市長に
	市町村長の	市長の
	市町村から	市から
第十五条第二項及び第四項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
第十五条第三項	市町村長に（	区長を経由して当該区の属する市の市長に（
	直接に	直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした区長
	直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした市町村長	当該区の属する市の市長

第四十四条第二項の表第十六条の項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「住所地市町村長」の下に「（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。次項において同じ。）」を加え、同項の次に次のように加える。

第十六条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	対し、	対し、住所地区長を経由して

附則第二条第二項中「第七条」を「第五条」に、「第八条及び第九条」を「第六条及び第七条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

2　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二及び第三十条の八の二第一項中「第三十条に」を「第三十一条に」に改める。

（個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正）

3　個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十九号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報シ